

実技試験（個人資産相談業務）解答

【第1問】

問1 正解 ① 739,358（円） ② 318,994（円） ③ 283（円） ④ 319,277（円）

<計算の手順>

1. 老齢基礎年金の年金額（円未満四捨五入）
（① 739,358）円
2. 老齢厚生年金の年金額
 - (1) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）
（② 318,994）円
 - (2) 経過の加算額（円未満四捨五入）
（③ 283）円
 - (3) 基本年金額（上記「(1) + (2)」の額）
 $318,994\text{円} + 283\text{円} = 319,277\text{円}$
 - (4) 加給年金額（要件を満たしている場合のみ加算すること）
 - (5) 老齢厚生年金の年金額
（④ 319,277）円

<解説>

1. ①老齢基礎年金は20歳から60歳になるまでの40年間にわたって国民年金保険料を納めると、65歳から満額が支給される。保険料を免除した期間の年金額は、免除の時期と免除の種類に応じて算出するが、保険料の未納期間、学生納付特例制度や保険料納付猶予制度を適用した期間のうち保険料を追納しなかった場合には、年金額の計算の対象期間に含めない。Aさんの厚生年金保険の被保険者期間（194月）と国民年金の保険料納付済期間（260月）との合計月は454月になる。

$$781,700\text{円} \times \frac{194\text{月} + 260\text{月}}{480\text{月}} = 739,357.9 \div 739,358\text{円}$$

2.

- (1) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）

Aさんの厚生年金保険被保険者期間は2003年4月からであるため、平均標準報酬額を用いて算出する。

$$300,000\text{円} \times \frac{5.481}{1,000} \times 194\text{月} = 318,994.2\text{円} \div 318,994\text{円}$$

- (2) 経過の加算額（円未満四捨五入）

経過の加算額は、下記の計算式に厚生年金保険の加入期間である194月を代入して求める。

経過の加算額 = $1,630\text{円} \times \text{厚生年金保険の被保険者期間の月数}$

$$- 781,700\text{円} \times \frac{\begin{array}{l} 1961\text{年}4\text{月以後で}20\text{歳以上}60\text{歳未満の} \\ \text{厚生年金保険の被保険者期間の月数} \end{array}}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

$$1,630\text{円} \times 194\text{月} - 781,700\text{円} \times \frac{194}{480} = 282.9 \div 283\text{円}$$

- (3) 基本年金額（上記「(1) + (2)」の額）

318,994円 + 283円 = 319,277円

- (4) 加給年金額

妻Bさんは現時点で157月、厚生年金保険に加入しており、今後は60歳になるまでの間、厚生年金保険の被保険者として勤務する見込みである。妻Bさんの被保険者期間が20年を超えるため、加給年金額は加算されない。

- (5) 老齢厚生年金の年金額

318,994円 + 283円 = 319,277円

問2 正解

	①	②	③
記号	イ	チ	ニ

I 「Aさんは、所定の手続により、国民年金の定額保険料に加えて、国民年金の付加保険料を納付することができます。仮に、Aさんが付加保険料を120月納付し、65歳から老齢基礎年金を受け取る場合、老齢基礎年金の額に付加年金として（① 24,000）円が上乗せされます」

II 「国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。加入は口数制となっており、1口目は保証期間のある（② 終身）年金A型、保証期間のない（② 終身）年金B型のいずれかを選択してください。掛金の額は、加入者が選択した給付の型や口数、加入時の年齢等で決まり、掛金の拠出限度額は月額（③ 68,000円）円となります。なお、国民年金基金に加入した場合は国民年金の付加保険料を納付することはできません」

<解説>

- ① 付加年金の額は、「200円×付加保険料納付月数」で計算し、2年以上受け取ると支払った付加保険料以上の年金が受け取れる。Aさんの付加年金として老齢基礎年金に上乗せされる額は24,000円となる。

200円×120月（10年）＝24,000円（年額）

- ② 国民年金基金への加入は口数制で年金額や給付の型は自分で選択できるが、1口目は、終身年金A型、終身年金B型のいずれかを選択しなければならない。保証期間のあるA型は、年金受給前または保証期間中に死亡した場合、遺族に対して一時金が支給される。
- ③ 給付の型および加入口数は、掛金月額6万8,000円以内で選択できる。国民年金基金の1口目の給付には、国民年金の付加年金相当が含まれているため、付加年金には加入することができない。

問3 正解

	①	②	③
○×の判定	×	×	○

<解説>

- ① 老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をした場合の増額率は、ひと月につき0.7%であり、68歳までの3年間では、25.2%の増額率となる。
 $0.7\% \times 12\text{月} \times 3\text{年} = 25.2\%$
- ② 確定拠出年金の個人型年金の加入者でも国民年金基金に加入することができるが、その掛金と合わせて6万8,000円以内となる。小規模企業共済制度へは、併用等の取り決めがなく1,000円から最高7万円（500円単位）まで加入することができる。
- ③ 国民年金基金への加入は任意であるが、いったん加入すれば自己都合での任意脱退はできない。ただし、会社員になる等、国民年金の第1号被保険者でなくなった場合などは、加入資格を喪失する。

【第2問】

問4 正解 ① 5.49 (%) ② 4.44 (%)

<解説>

- ① ROEは自己資本利益率ともいい、企業の自己資本に対する当期純利益の割合を示している。本問では、自己資本の金額と純資産の金額は同じだと記述があるため、純資産を用いて算出する。また、自己資本は60期と61期の平均を用いる。

$$\text{ROE (自己資本利益率)} = \text{当期純利益} \div \text{自己資本} \times 100$$

$$19,500\text{百万円} \div \{(360,000\text{百万円} + 350,000\text{百万円}) \div 2\} \times 100 = 5.492\cdots$$

$$\approx 5.49\% \text{ (小数点以下第3位四捨五入)}$$
- ② 配当利回りは、株価に対する年間配当金の割合を示す指標であり、1株当たりの年間配当金を株価で割って求める。

$$\text{配当利回り} = 1\text{株当たり配当金}^* \div \text{株価}$$

$$60\text{円} \div 1,350\text{円} \times 100 = 4.444\cdots \approx 4.44\% \text{ (小数点以下第3位四捨五入)}$$

$$^* 1\text{株当たり配当金} = \text{配当金総額} \div \text{発行済株式数}$$

$$12,000\text{百万円} \div 2\text{億株} = 60\text{円}$$

問5 正解

	①	②	③
○×の判定	○	×	○

<解説>

- ① PBRは株価純資産倍率ともいい、株価が1株当たり純資産の何倍になっているかを示している。

X社株式は1倍を下回っている。

$PBR（株価純資産倍率）＝株価 \div 1株当たり純資産※$

X社： $1,350円 \div 1,750円 = 0.771\cdots \approx 0.77倍$

※1株当たり純資産＝ $350,000百万円 \div 2億株（200百万株） = 1,750円$

しかし、PBRの1倍割れだけで割安と判断せずに、PER等の他の投資指標も併せて比較・検討することが必要である。

- ② 2021年6月30日（水）が配当の権利が確定する決算期末であれば、3営業日前は28日（月）が該当する。
- ③ 一般NISA口座を通じた年間120万円までの投資による収益は、最長5年間非課税なる。一般NISAの対象商品は、上場株式、株式投資信託、ETF（上場投資信託）、REIT（不動産投資信託）などであり、X社株式を購入することができる。

問6 正解

	①	②	③
○×の判定	×	×	×

<解説>

- ① つみたてNISA、一般NISAともに、使い切れなかった非課税投資枠は翌年以降に繰り越すことができない。
- ② 2020年度税制改正により、つみたてNISAの期限が2037年末までであったのを2042年末まで5年間延長している。非課税期間である20年間の延長はされていない。
- ③ つみたてNISA勘定の対象商品は、手数料が低水準、頻繁に分配金が支払われないなど、長期・積立・分散投資に適した公募株式投資信託と上場株式投資信託（ETF）に限定されており、公募株式投資信託にはインデックス型とアクティブ型とがある。

【第3問】

問7 正解

	①	②	③
記号	ホ	イ	へ

- I 「事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高（① 65）万円を控除することができます。（① 65）万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、事業所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することに加えて、e-Taxによる申告（電子申告）または電子帳簿保存を行う必要があります。なお、確定申告書を法定申告期限後に提出した場合、青色申告特別控除額は最高（② 10）万円となります」
- II 「青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除のほかに、青色事業専従者給与の必要経費算入、純損失の3年間の繰越控除、（③ 前年分）の所得に対する税額から還付を受けられる純損失の繰戻還付、棚卸資産の評価について低価法を選択できることなどが挙げられます」

<解説>

- ① 65万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、その年分の事業に係る仕訳帳および総勘定元帳について、電子帳簿保存を行っていること。その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表および損益計算書等の提出を、確定申告書の提出期限までにe-Tax（国税電子申告・納税システム）を使用して行うことである。Aさんは65万円の控除を受けることができる。
- ② 確定申告書を法定申告期限後に提出した場合の青色申告特別控除額は、10万円となる。
- ③ 純損失の繰戻還付を受ける場合には、前年分しか対象にならない。

問8 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	○

<解説>

- ① 一時払養老保険の契約年月は2010年4月であり、5年を超えているため一時所得の対象になる。
- ② 母Dさん公的年金の老齢給付は80万円であり、公的年金等控除額を差し引くと所得は発生しない。合計所得金額が48万円以下であるため、Aさんは母Dさんに係る扶養控除の適用を受けることができる。
- ③ Aさんの合計所得金額は2,400万円以下であり、48万円の基礎控除を受けることができる。

基礎控除額は、納税者本人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおり。

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

問9 正解 ① 5,000,000 (円) ② 580,000 (円) ③ 192,500 (円)

(a) 総所得金額	(① 5,000,000) 円
社会保険料控除	□□□円
生命保険料控除	□□□円
地震保険料控除	□□□円
扶養控除	(② 580,000) 円
基礎控除	480,000円
(b) 所得控除の額の合計額	2,100,000円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))	2,900,000円
(d) 算出税額 (c) に対する所得税額	(③ 192,500) 円

<解説>

- ① Aさんの所得のうち不動産所得▲100万円には、土地等の取得に係る負債の利子はないため全額損益通算を行うことができる。事業所得600万円－不動産所得100万円＝500万円
一時払養老保険の満期保険金については、加入から5年を超えているため、一時所得となる。

一時所得の金額：525万円－500万円－50万円＝0円

Aさんの合計所得金額は500万円となる。なお、妻Bさんは青色事業専従者であるため控除対象配偶者とはならない。

- ② 控除対象になる扶養親族とは、扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の人をいう。長男Cさんは9歳であり、扶養親族に該当しない。

母Dさんは、70歳であり、老人扶養親族に該当する。老人扶養親族とは、控除対象扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が70歳以上の者をいう。母DさんはAさんと同居しているため、控除額は58万円である。

区 分		控除額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族		63万円
老人扶養親族	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等	58万円

- ③ 課税総所得金額は(a)－(b)で計算されるので、

500万円－210万円＝290万円

所得税の速算表より

290万円×10%－9万7,500円＝192,500円

【第4問】

問10 正解 ① 720 (㎡) ② 2,700 (㎡)

<解説>

① 建蔽率の上限となる建築面積

準防火地域に耐火建築物または準耐火建築物等を建築する際、建蔽率が10%緩和される。

甲土地の指定建蔽率が60%と10%の合計、70%となる。さらに甲土地、甲土地と乙土地を一体とした土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地であるため、10%加算される。

$$\text{甲土地：} 15\text{m} \times 30\text{m} \times (60\% + 10\% + 10\%) = 360\text{㎡}$$

$$\text{乙土地：} 15\text{m} \times 30\text{m} \times (60\% + 10\% + 10\%) = 360\text{㎡}$$

$$360\text{㎡} + 360\text{㎡} = 720\text{㎡}$$

② 容積率の上限となる延べ面積

前面道路の幅員は8mであり、12m未満であるため前面道路幅員による容積率の制限が適用される。

指定容積率 300%

前面道路幅員による容積率の制限 $8\text{m} \times 4/10 = 320\%$

∴300%

$$\text{甲土地：} 15\text{m} \times 30\text{m} \times 300\% = 1,350\text{㎡}$$

$$\text{乙土地：} 15\text{m} \times 30\text{m} \times 300\% = 1,350\text{㎡}$$

$$1,350\text{㎡} + 1,350\text{㎡} = 2,700\text{㎡}$$

問11 正解

	①	②	③
○×の判定	○	×	×

<解説>

① 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の適用を受けるためには、自己が家屋に居住しなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡であること等の要件がある。

② 住んでいた家屋または住まなくなった家屋を取り壊した場合に3,000万円の特別控除の適用を受けるためには、次の2つの要件のすべてに当てはまる必要がある。

- ・その敷地の譲渡契約が家屋を取り壊した日から1年以内に締結され、かつ、住まなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡すること。
- ・家屋を取り壊してから譲渡契約を締結した日まで、その敷地を貸駐車場などその他の用に供していないこと。

③ 譲渡した年の1月1日において家屋や敷地の所有期間がともに10年を超えていることが要件である。

問12 正解

	①	②	③
○×の判定	×	○	○

<解説>

- ① 等価交換方式は、土地所有者であるAさんと開発業者が共同事業者となり、土地所有者は土地を出資し、開発業者が建物を建て、それぞれの出資割合に応じて取得する手法をいう。Aさんが建設資金を借り受ける必要はない。
- ② 記述のとおり。
- ③ Aさんは等価交換方式により土地を譲渡するため、譲渡所得として課税対象になる。しかし、『既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換えの場合の譲渡所得の課税の特例（立体買換えの特例）』を適用することで、譲渡益に対する課税を100%繰り延べることができる。

【第5問】

問13 正解 ① 68（万円） ② 2,500（万円） ③ 500（万円）

- I 「Aさんが生前贈与を実行するにあたっては、暦年課税制度による贈与、相続時精算課税制度による贈与などが考えられます。仮に、長女Dさんが暦年課税（各種非課税制度の適用はない）により、2021年中にAさんから現金600万円の贈与を受けた場合、贈与税額は（① 68）万円となります」
- II 「Aさんからの贈与について、長女Dさんが暦年課税制度による贈与ではなく、相続時精算課税制度を選択した場合、累計で（② 2,500）万円までの贈与について贈与税は課されませんが、その額を超える部分については、一律20%の税率により贈与税が課されます。長女Dさんが相続時精算課税制度を選択した場合、その後に行われるAさんからの贈与について、暦年課税を選択することはできません」
- III 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の適用を受ける場合、受贈者1人につき1,500万円までは贈与税が非課税となります。ただし、学習塾などの学校等以外の者に対して直接支払われる金銭については（③ 500）万円が限度となります」

<解説>

- ① 現金600万円の贈与は父親であるAさんからの贈与のため、特例贈与財産となる。
 $(600万円 - 110万円) \times 20\% - 30万円 = 68万円$
- ② 相続時精算課税制度を選択した場合、累計で2,500万円までの贈与について贈与税は課されない。
- ③ 学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円が限度となっている。

問14 正解 ① 4,800(万円) ② 9,720(万円) ③ 17,360(万円)

(a) 課税価格の合計額		6億円
	(b) 遺産に係る基礎控除額	(① 4,800)万円
課税遺産総額((a) - (b))		5億5,200万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Bさん	(② 9,720)万円
	長男Cさん	3,820万円
	長女Dさん	3,820万円
相続税の総額		(③ 17,360)万円

<解説>

① 遺産に係る基礎控除額：3,000万円＋600万円×3人＝4,800万円

妻Bさん、長男Cさん、長女Dさんの3人。

② 課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を差し引き、課税遺産総額を求める。

相続税の総額は課税遺産総額を法定相続分で仮分割を行い、相続税の速算表に当てはめて算出する。

6億円－4,800万円＝5億5,200万円

妻Bさん： $5億5,200万円 \times \frac{1}{2} = 2億7,600万円$

$2億7,600万円 \times 45\% - 2,700万円 = 9,720万円$

長男Cさん： $5億5,200万円 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 1億3,800万円$

$1億3,800万円 \times 40\% - 1,700万円 = 3,820万円$

長女Dさん： $5億5,200万円 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 1億3,800万円$

$1億3,800万円 \times 40\% - 1,700万円 = 3,820万円$

③ 相続税の総額

$9,720万円 + 3,820万円 + 3,820万円 = 1億7,360万円$

問15 正解

	①	②	③
○×の判定	○	×	×

<解説>

- ① 自筆証書遺言にかかる遺言書を法務局の遺言書保管所に預ける際、民法の定める自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行う。外形的な確認とは、全文、日付、氏名の自書、押印の有無等をいい、家庭裁判所の検認は必要ない。
- ② 長女Dさんの遺留分は民法における法定相続分の2分の1となる。財産の価額を6億円とした場合、長女Dさんの遺留分の額は7,500万円である。

$$6 \text{ 億円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 7,500 \text{ 万円}$$

- ③ 特定同族会社事業用宅地等に係る小規模宅地等は、400㎡までが上限となる。X社本社敷地600㎡のうち400㎡が80%減額対象になる。X社本社敷地における相続税の課税価格は、2,800万円となる。

$$6,000 \text{ 万円} - \left(6,000 \text{ 万円} \times \frac{400 \text{ ㎡}}{600 \text{ ㎡}} \times 80\% \right) = 2,800 \text{ 万円}$$